

王寺町三世代ファミリー定住支援補助金交付要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、王寺町三世代ファミリー定住支援住宅取得補助金（以下「住宅取得補助金」という。）及び王寺町三世代ファミリー定住支援リフォーム補助金（以下「リフォーム補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金 住宅取得補助金及びリフォーム補助金をいう。
- (2) 子世帯 補助金の交付の申請日（以下「申請日」という。）において、同一世帯内で義務教育修了前の子ども（出産予定であることが母子手帳等で確認でき、出生後に同居する予定の子どもを含む。以下「孫」という。）と同居している親子世帯をいう。
- (3) 子 子世帯の世帯主又はその配偶者をいう。
- (4) 親 子のいずれかの二親等内の直系尊属で、住宅取得後に子世帯が同居若しくは近居するもの又はリフォーム工事後に子世帯が同居するものをいう。
- (5) 三世代世帯 子世帯及び親の世帯をいう。
- (6) リフォーム工事 住宅の修繕、改築、増築、模様替え又は住宅の機能向上のために行う補修、改造若しくは設備改善のための工事をいう。

第2章 三世代ファミリー定住支援住宅取得補助金

(交付の目的)

第3条 住宅取得補助金は、予算の範囲内において、子世帯と町内在住の親の世帯が町内で同居又は近居するために住宅を取得する場合にその費用の一部を補助することにより、三世代世帯の増加を推進するとともに、本町の定住人口の増加、バランスのとれた人口構成の実現及び地域社会の活性化に資することを目的とする。

(交付の対象者等)

第4条 住宅取得補助金の交付の対象は、次に掲げる要件の全てを満たす三世代世帯とする。

- (1) 申請日において、親が継続して1年以上町内に居住（現に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民登録を行っていることをいう。以下同じ。）していること。
- (2) 子世帯が平成28年4月1日以降に次項の住宅の取得に伴い転入（町外に居住していた

者が現に町内に住所を定め、かつ、住民基本台帳法に基づく転入の届出を行っていることをいう。以下同じ。) または、転居(町内において住所を変更し、かつ、住民基本台帳法に基づく転居の届出を行っていることをいう。以下同じ。) していること。

- (3) 申請日において、子世帯の構成員の全員が当該住宅に居住していること。
- (4) 三世帯世帯の構成員の全員が、納期限が到来している町税を完納していること。
- (5) 三世帯世帯の構成員の全員が、同一の住宅について、この要綱に基づく補助金の交付申請を行っていないこと。
- (6) 三世帯世帯の構成員の全員が、次の事項に該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員

2 住宅取得補助金の交付の対象となる住宅は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 子世帯が居住するために子又は親のいずれかが町内に所有するもので、いずれかの名義で所有権保存登記又は所有権移転登記をした住宅であること。
- (2) 平成28年4月1日以降の当初契約に基づく新築又は売買により取得した住宅であること。
- (3) 建築基準法(昭和25年法律第201号)その他の法令に基づき適正に建築された住宅であること。
- (4) 居住誘導区域に建築された住宅であること。

3 前項の規定に関わらず、町長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(補助対象経費)

第5条 住宅取得補助金の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 住宅の取得に伴う転入または転居に要する費用
- (2) その他町長が必要と認める経費

(補助金の交付額)

第6条 住宅取得補助金の交付額は、20万円とする。

(交付申請)

第7条 第4条第2項の住宅を取得した子又は親で、住宅取得補助金の交付を受けようとするものは、平成28年4月1日から令和7年3月31日までの間で、転入または転居の日から起算して6か月以内に三世帯ファミリー定住支援補助金交付申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。ただし、町長が認める場合は、町長が適当と認める書類等の添付を省略することができる。

- (1) 子と親の親子関係を証明できる戸籍全部事項証明書等
- (2) 三世代世帯の構成員全員の住民票の写し
- (3) 建物登記簿の全部事項証明書
- (4) 住宅の売買契約書又は工事請負契約書の写し
- (5) 義務教育修了前の子どもが出産予定の子どものみである場合は、母子健康手帳の写し又は出産予定であることがわかる書類
- (6) 定住誓約書（様式第2号）
- (7) 三世代世帯の構成員のうち納税義務のある者全員の納税証明書
- (8) その他町長が必要と認める書類等

第3章 三世代ファミリー定住支援リフォーム補助金

（交付の目的）

第8条 リフォーム補助金は、予算の範囲内において、子世帯と町内在住の親の世帯が町内で同居するために住宅のリフォーム工事を行う場合に、その費用の一部を補助することにより、三世代世帯の増加を推進するとともに、本町の定住人口の増加、バランスのとれた人口構成の実現及び地域社会の活性化に資することを目的とする。

（交付の対象者等）

第9条 リフォーム補助金の交付の対象は、次に掲げる要件の全てを満たす三世代世帯とする。

- (1) 申請日において、親が継続して1年以上町内に居住していること。
- (2) 平成28年4月1日以降に実施したリフォーム工事の完了後に、親の世帯と同居していること。
- (3) リフォーム工事後、申請日において、当該住宅に子世帯の構成員の全員が居住していること。
- (4) 三世代世帯の構成員の全員が、納期限が到来している町税を完納していること。
- (5) 三世代世帯の構成員の全員が、同一の住宅について、この要綱に基づく補助金の交付申請を行っていないこと。
- (6) 三世代世帯の構成員の全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと。

2 リフォーム補助金の交付の対象となる住宅は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 親又は子のいずれかが町内で所有するもので、いずれかの名義で所有権保存登記又は所有権移転登記をしていること。
- (2) 建築基準法その他の法令に基づき適正に建築された住宅であること。

(3) 居住誘導区域に建築された住宅であること。

3 前項の規定に関わらず、町長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

4 リフォーム補助金の交付の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 子又は親のいずれかが契約した工事であること。

(2) 工事の当初契約日が平成28年4月1日以降であること。

(3) 建築基準法その他の法令に基づき適正に行われた工事であること。

(4) 工事に要する費用の合計額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が20万円以上であること。

5 対象工事は、次に掲げるリフォーム工事とする。

(1) 自ら居住するための部分の増築・改築等

(2) 屋根・雨樋・柱・外壁の修繕・塗装等の外装工事

(3) 床・内壁・天井等の内装替え、畳の取替え等の内装工事

(4) 雨戸、戸、サッシ、ふすま等の取替え等の建具工事

(5) 電気、ガス等の設備工事

(6) トイレ・風呂・キッチン等の水周り改修等の給排水工事

(7) その他町長が三世帯世帯での同居にあたり必要と認めるもの

6 前項の規定にかかわらず、次に掲げるリフォーム工事は、対象工事としない。

(1) 敷地造成、門、塀その他の外構工事

(2) 家具、家庭用電気機械器具等の購入、設置等

(3) 物置、車庫等の設置等

(4) その他町長が補助の対象として適当でないとするもの

(補助対象経費)

第10条 リフォーム補助金の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

(1) 住宅のリフォーム工事後、本町に転入または転居するために要する費用

(2) 三世帯世帯での同居を実現するための住宅リフォームに要する費用

(3) その他町長が必要と認める経費

(補助金の交付額)

第11条 リフォーム補助金の交付額は、20万円とする

(交付申請)

第12条 対象工事を行った子又は親で、リフォーム補助金の交付を受けようとするものは、平成28年4月1日から令和7年3月31日までの間で、リフォーム工事完了後、当該住宅に居住した日から起算して6か月以内に三世代ファミリー定住支援補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。ただし、町長が認める場合は、町長が適当と認める書類等の添付を省略することができる。

- (1) 子と親の親子関係を証明できる戸籍全部事項証明書等
- (2) 三世代世帯の構成員全員の住民票の写し
- (3) 建物登記簿の全部事項証明書
- (4) リフォーム工事の契約書及び領収書の写し
- (5) 平面図、立面図その他の対象工事の内容が確認できる書類
- (6) リフォーム工事を行った部分の施工前及び施工後の状態が確認できる写真
- (7) 義務教育終了前の子どもが出産予定の子どものみである場合は、母子健康手帳の写し又は出産予定であることがわかる書類
- (8) 定住誓約書（様式第2号）
- (9) 三世代世帯の構成員のうち納税義務のある者全員の納税証明書
- (10) その他町長が必要と認める書類等

第4章 交付決定等

(交付決定等)

第13条 町長は、第7条又は前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定（以下「交付決定」という。）したときは、三世代ファミリー定住支援補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、その理由を付して、三世代ファミリー定住支援補助金却下通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び支払方法)

第14条 前条の交付決定を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、三世代ファミリー定住支援補助金交付請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書を受理したときは、口座振替の方法により速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 町長は、交付決定又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 申請者が交付決定の日から5年以内に住所地を変更又は町税を滞納したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が返還が相当と認める理由があるとき。

2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、当該交付決定を取り消された者に対し、三世代ファミリー一定住支援補助金交付取消通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(補助金の返還等)

第16条 町長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。この場合において、返還を命じる補助金の額は、交付決定の日から当該交付決定を取り消した日までの期間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、町長が必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 1年以内補助金の全額
- (2) 1年を超え2年以内補助金の5分の4に相当する額
- (3) 2年を超え3年以内補助金の5分の3に相当する額
- (4) 3年を超え4年以内補助金の5分の2に相当する額
- (5) 4年を超え5年以内補助金の5分の1に相当する額

2 町長は、前項の規定により補助金の返還を命じるときは、補助金を返還すべき者に対し、三世代ファミリー一定住支援補助金返還命令書(様式第7号)により通知するものとする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。